

## 電子化した証明書（e-証明書）の発給開始等について（詳細版）

令和7年3月21日  
在シンガポール日本国大使館

### 1 e-証明書の発給開始

現在、当館が発給する全ての証明書は、窓口にて紙媒体（書面）で交付していますが、令和7年3月24日以降に、オンライン在留届（ORR ネット）から申請された下表の証明書については、電子媒体の「e-証明書」（PDF ファイル）としてオンラインで交付される方式に変更となるため、来館が不要となります。

また、申請に必要な書類等は[当館ホームページ](#)にてご案内していますが、申請手順等の解説動画「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」は今後掲載予定ですので、合わせてご確認ください。

表 e-証明書として発給可能となる証明書<sup>注1</sup>

提出先	証明書名	証明内容
日本国内	在留証明	シンガポールに居住していることを和文で証明するもの。
シンガポール国内	出生証明	戸籍謄本から必要な身分事項を抜粋し、英文で証明するもの。
	独身（婚姻要件具備）証明 <sup>注2</sup>	
	婚姻証明	
	離婚証明	

注1 シンガポール国外にお住まいの方は、当館には申請できません。

注2 独身証明のうち、婚姻相手の情報を記載する様式に限っては、e-証明書での発給はできないため、当館窓口での申請・交付受けが必要です。

### 2 e-証明書に係る留意事項等

- (1) e-証明書の手数料は、クレジットカード又はブランドデビットカードによるオンライン決済が必要です。（Visa、Mastercard、JCB、Diners Club 又は American Express のカードがご利用いただけます。）
- (2) 証明書の提出先によっては、e-証明書又は申請者自身がこれを印刷したものが受理されず、従来の紙媒体形式による証明書の提出が求められるケースがあるため、あらかじめ、e-証明書による対応可否を提出先に確認いただくことをおすすめします。
- (3) 令和7年3月24日以降、出生証明、独身証明（婚姻相手に係る情報の記載なし）、婚姻証明及び離婚証明（以下、これらを「身分事項証明」と総称します。）並びに在留証明について、紙媒体での交付を希望する場合は、当館窓口での申請が必要となり、この手数料の支払いは現金（シンガポールドル）となります。

- (4) 身分事項証明を e-証明書として申請する場合、戸籍謄本の提出方法として、戸籍謄本の画像データをアップロードするという従来の方法では申請できず、マイナポータル等から取得する戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」といいます。詳細は「3 戸籍謄本の提出方法に係る変更」の項をご覧ください。）を証明書のオンライン申請時に入力いただく必要があります。
- (5) 身分事項証明の申請に際して、戸籍謄本（申請日から3か月以内に発行されたものに限ります。）の紙原本を疎明資料として利用する場合は、当館窓口にて申請いただく必要があり、証明書は紙媒体にて交付されることになります。

### 3 戸籍謄本の提出方法に係る変更

- (1) 身分事項証明を申請する際には、従来から戸籍謄本の提出が必要ですが、3月24日（月）以降は、これらを e-証明書として申請する場合、マイナポータルでの取得（無料）又は日本国内の市区町村窓口での取得（有料）が可能で、可能な識別符号を e-証明書のオンライン申請時に入力いただく必要があります（戸籍謄本の紙原本や画像の提出は不要）。ただし、識別符号の有効期間は発行から3か月であり、また、当館への証明申請を行う時点で、申請の翌開館日から起算して5開館日以上、識別符号の残存有効期間が必要です。ので、ご協力をお願いします。
- (2) 識別符号は、証明申請者本人がマイナンバーカードをお持ちでなくとも、同一戸籍の配偶者・父母・子等の方がマイナポータル又は市区町村窓口（本籍地・お住まいの自治体等）にて取得いただき、その符号を構成する16ケタの英数字をメール等にて証明申請者に連絡し、これを e-証明書のオンライン申請時に入力いただくことも可能です。
- (3) マイナポータルでの識別符号の取得方法については、以下のサイトをご確認ください。  
<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>（3月24日公開予定）
- (4) 市区町村窓口にて識別符号を取得する場合、必要書類等に関して、取得を希望する自治体のホームページ等にてあらかじめ確認をお願いします。
- (5) 識別符号は、有効期間内であれば、同一戸籍内の方で何回でも使用することができるため、出生証明や婚姻証明等をまとめて申請する場合等は、1通を取得いただければ差し支えありません。

### 4 システムメンテナンスに伴う証明申請の一時停止等

3月22日（土）午後9時から翌23日（日）午前4時頃まで、オンラインで申請した証明書の手数料納付に用いる、クレジットカード情報のオンライン登録が一時的にできなくなります。

また、3月23日（日）午後6時から翌24日（月）午前5時まで、証明書のオンライン申請及びオンライン在留届の提出等が一時的にできなくなるため、ご注意ください。

## 5 その他

- (1) ICA に対して、PR (Permanent Resident) 又は SC (Singapore Citizenship) の手続き用に Family Register を提出するに当たり、戸籍謄本に係る翻訳宣誓書の署名証明 (文末参照) の申請が当館に多く寄せられており、この証明書を取得するには、窓口申請が必要となりますが、出生証明、婚姻証明等も同時に申請する必要がある場合 (申請者自身で ICA に要確認) は、速やかな証明発給のために、戸籍謄本 (申請日から 3 か月以内に発行されたものに限ります。) の紙原本等の疎明書類を持参の上で、これらの証明書を合わせて窓口申請を行うことをおすすめいたします。
- (2) 戸籍記載事項証明、旅券所持証明、在留 (転出) 届出済証明及び警察証明については、窓口のみでの申請・交付の取扱いとなります。
- (3) 自動車運転免許証抜粋証明については変更がなく、引き続き、窓口申請・オンライン申請の別を問わず、当館窓口での紙媒体での交付となります。
- (4) 署名証明等については変更がなく、引き続き、当館窓口にて申請を受け付け、紙媒体での交付となります。

### 【注 翻訳宣誓書の署名証明】

申請人又は第三者が作成した戸籍謄本等の翻訳文 (英訳文) に対して、申請人が「翻訳文は正しい」旨の宣誓供述書を作成・署名し、当館がその署名を証明するもの。